

令和 3 年

第 8 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 3 年 7 月 7 日

前橋市農業委員会

令和3年 第8回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年7月7日午後1時55分
- ・閉会日時 令和3年7月7日午後2時53分
- ・開催場所 J A前橋市本所2階大会議室

・出席委員（23人）

1 番 松田 智之	2 番 小池 真澄	3 番 須賀 民雄	4 番 平野 豊一
5 番 阿久津 昌枝	6 番 井田 健	8 番 横室 辰雄	9 番 関 けい子
10 番 伊能 良雄	11 番 齋藤 禎	12 番 下田 将文	13 番 矢端 晴美
14 番 奥野 和子	15 番 松島 敏男	16 番 星野 和幸	17 番 小堀 清
18 番 関根 由彦	19 番 澁澤 聖一	20 番 青木 朱美	21 番 深町 富士雄
22 番 須田 一男	23 番 石村 利夫	24 番 江原 弘	

・欠席委員（1人）

7 番 坂本 忠

・事務局出席者

事務局長 鵜野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則	主事 森田 悠紀

・付議事件

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 議案第40号 | 農地法の規定による許可の取消しについて（3条） |
| (2) 議案第41号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (3) 議案第42号 | 農地法の規定による許可申請の取下げについて（4条） |
| (4) 議案第43号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (5) 議案第44号 | 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条） |
| (6) 議案第45号 | 農地一時転用許可期限延長願について（5条） |
| (7) 議案第46号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (8) 議案第47号 | 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について |
| (9) 議案第48号 | 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について |

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法転用等の意見聴取の結果について

事務局長	定刻前ですが、皆さんお揃いですので、令和３年第８回農業委員会総会を始めさせていただきます。 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長 事務局長	◇（挨拶） 続きまして、本日の出席状況についてご報告いたします。なお、本日の欠席通告者は、７番 坂本 忠委員の１名であります。 従いまして、在任委員２４名中２３名の出席であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 それでは、ここからは会議規則第５条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、深町会長よろしくをお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和３年第８回農業委員会総会を開催させていただきます。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第２５条第３項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。９番 関 けい子委員、１０番 伊能 良雄委員をお願いいたします。 それでは早速、議事に入ります。 議案第４０号 農地法の規定による許可の取消し、３条申請について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹 議 長	◇（議案書・順次、整理番号、取消理由を朗読、説明） 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
議 長	◇（意見、質問等なし） ないようですので、採決したいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙 手） 全員賛成でありますので、議案第４０号 農地法の規定による許可申請の取消し、３条申請については、整理番号１番を承認とすることに決定します。 次に、議案第４１号 農地法第３条の規定による許可申請について、整理番号１番から１６番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号２番から１６番の申請については、農地法第３条第２項の不許可の条件には該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
議 長	なお、整理番号９番、１０番、１５番については、現地調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
１２番委員 （４班班長）	整理番号３条の９番、１０番。現地案内図１ページから２４ページをご覧ください。申請地はぐりーんふらわー牧場・大胡から北東約９００ｍに位置する農地５筆と、市之関町ふれあい広場から、東約１８０ｍに位置する農地１筆、合計６筆の農用地区域内にある農地で、申請面積が大きいため現地調査を行いました。面接調査はありません。譲受人は肉牛の飼育を中心とした農業を行っており、以前より規模拡大を計画し、飼料作物の増産を行う必要があるため、申請地を取得したく申請。現地は自己所有の畜舎に隣接、近接しており、すでに牧草や飼料用のトウモロコシの作付けがされている畑のほか、休耕状態ではあるが、今後、耕作が開始される畑であり、また、周囲にも影響がないと考えられるため、調査班としては許可相当と判断しました。 続きまして、整理番号３条の１５番。現地案内図２７ページから３８ページをご覧ください。申請地は粕川元気ランドから北東約９００ｍに位置する農用地区域内にある農地で、耕作放棄状態の農地のため現地確認を行いました。面接はありません。譲受人は水稻

とナス、ハウレンソウ、ブルーベリーを主とした蔬菜農家です。知人より長年、休耕となっていた農地の紹介を受け、譲り受けて、ブルーベリーの果樹栽培により規模拡大を図りたく申請。現地は、かつて梨畑でしたが、管理がされず、荒れ地となっていました。この畑を、年度末までに徐々にきれいにし、来年の春には作付けを開始予定。周囲に影響もなく、耕作放棄状態も解消され、農地として活用される計画のため、調査班としては、許可相当としました。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

16番委員 整理番号3条の7番ですが、富士見町赤城山から現地まで、距離が、結構、あると思うのですが、今回借りる土地の近くに、同じように耕作している土地はあるのですか。

議 長 事務局、お願いします。

佐藤副主幹 現在、譲受人の所有地は富士見町赤城山にあります。

16番委員 現地の面積がそれほど大きいわけではないので、富士見町からこれだけの面積のために通うことになると思いますが、問題等はないのでしょうか。

佐藤副主幹 現在、労働力としましては、4名の耕作ということになっています。通作時間としては、30分程度ということで、耕作可能と判断しました。

議 長 ということは、これは誰かに委託するのではなく、本人が耕作するということによろしいですね。

佐藤副主幹 はい、その通りです。

議 長 水田が2筆あると思うのですが、これについては、水稻、麦とあるので、今まで栽培は路地野菜を中心にやっていたのでしょうか。それとも、水稻、麦の栽培の経験があるということでしょうか。

佐藤副主幹 今までは露地野菜として、キャベツ、トウモロコシ、ハウレンソウ等を作付けしていたということになっております。

20番委員 労働力4名というのは、どなたなのですか。

佐藤副主幹 本人と父、母、息子さんとなっています。

20番委員 息子さんで後継者さんがいらっしゃるのですね。若い時にご主人が亡くなって、どのような経営をしていくのか、私も心配しているところでした。分かりました。今までは田んぼは作っていないと思います。

議 長 他の方、今の整理番号3条の7番の案件に対して何かございますか。特にありませんか。そうしましたら、採決でよろしいでしょうか。それでは採決をしたいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から16番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第42号 農地法の規定による許可申請の取下げ第4条許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第42号 農地法の規定による許可申請の取下げ第4条許可申請については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

	次に、議案第４３号 農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番は先ほどの審議で取下げが承認されましたので、整理番号２番から４番までの審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号２番から４番の申請については、農地法第４条第６項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号２番から４番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４３号 農地法第４条の規定による許可申請については、整理番号２番から４番までを許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第４４号 農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４４号 農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第４５号 農地一時転用許可期限延長願い５条許可について、整理番号１番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的等を朗読、説明）
議 長	事務局の説明は終わりました。皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします
	◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第４５号 農地一時転用許可期限延長願い５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。
	次に、議案第４６号 農地法第５条の規定による許可申請について、整理番号１番から４５番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明）
	以上、整理番号１番から２９番、３２番から４５番の申請については、農地法第５条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号３０番、３１番、４５番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。
１２番委員 （４班班長）	整理番号５条の３０番、３１番。現地案内図３９ページから４７ページをご覧ください。申請地は、県立前橋東高等学校から南約５２０ｍに位置し、北側は国道５０号線に接し、西側は市道を挟んで農地、南側は水路を挟んで農地、東側は宅地に囲まれた農地の広がり

のある第1種農地です。申請地は、第1種農地ですが、「流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類する施設で、一般国道又は都道府県道の沿道で施設の大部分の間口が道路に接地して建設する場合」と認められ、『施行規則第35条第4号の第1種農地の不許可の例外』に該当します。面接には申請人と設計士、代理人が来られました。申請人は油類販売を主とする会社です。前橋市内に26店舗あります。申請地の売上見込高は、470k1のガソリン等を販売するそうです。雇用人数は30名程度。申請地は交通量の多い国道50号線上り線に位置し、市街地から上武国道17号線を越える7.2kmの間、上り線にガソリンスタンドがなく、申請地周辺には総合病院や大型ショッピングセンターもあり、周辺的生活利便性向上と国道50号線上り線の沿道サービス施設として、24時間セルフサービスのスタンドを計画しました。敷地造成については、埋土を行い、整地をします。雨水は敷地内で地下貯留浸透処理を行い、南側の排水路へ流します。夜間照明は路面に向けてLEDライトを付け、周辺農地に影響がないことを確認しましたが、開発協議が進んでいないため、今回は保留とし、次回に審議を行うこととします。

整理番号5条の45番。現地案内図48ページから54ページをご覧ください。申請地は、市立桃瀬小学校から東へ約250mに位置し、西側と南側は農地、東側は市道を挟んで宅地、北側は雑種地に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第3種農地です。面接には申請人の父と代理人が来られました。会社の事業内容は運送業、従業員数11人、保有車は中型トラックから大型トラックを合わせて12台、年間売上1億円です。このたび、運送事業を拡大し、事業の採算性を図るため、車両の大幅な増量が必要となり、自己所有地を大型車両の保管場所として活用するため申請したとのこと。敷地造成は埋土を30cmから40cm行い、碎石を道路と平行に敷き、雨水は自然浸透。周囲には高さ1mのフェンスを設置し、周辺の農作物に被害が出ないように対応するとのこと。調査班としてはトラック等の置場の必要性があると認められることや、被害防除対策が守られていることから、許可相当と判断しました。

議 長

以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

11番委員

はい、11番。

議 長

11番、どうぞ。

11番委員

桂萱地区の申請が出てきたのですが、全体の一部を転用して、再度、除外するような流れになっていますが、こういった経緯があるのでしょうか。説明をお願いします。

議 長

どの案件ですか。

11番委員

整理番号5条の45番です。

井上主任

整理番号5条の45番の案件の南側と西側が、なぜL字型に空いているかということですか。こちらは全部、全体で除外、転用許可をすると、西側の農地と分断されてしまうというところがあります。除外の申請が出たときに、繋がりを持つためにここを空けたような案件になります。

11番委員

これはここを見ると、農地が残るのでは、と思ったのですよ。

井上主任

次の除外の時に、ここは申し出が出る予定です。

11番委員

2回申請する意味がわかりません。いずれにしても、また、残ったL字型の方もやるのではないかと、思います。

井上主任

面接に来た時の話としては、ここは通路として残しておきたいという話でした。要は白枠で囲ったところは誰かが入らないように、フェンスを作り、通路として使いたいとのことでした。良く見えないのですが、西側に通路があり、行き来できるようにしたいというようなことでした。

11番委員

結局は通路として使うのだから、このような申請で良いのでしょうか。

議 長

とりあえず、南側に農地が残らなければ、こういったL字型の残し方はしなかったと思いますが、我々も現地、あるいは農振除外の関係であるとか、現地に行ったときに、農地を繋ぐような道をつくれれば許可になるよ、というようなことで、こういった指導、経過は

	ございます。南側の農地は所有者は同一ですか。 おそらくは別だと思えます。 南側の田の持ち主が、南側をあけておけば反対ということが出ないだろうな、という考えなのでは、と思います。その南側は宅地が並んでいて、田んぼが取り残されたような感じですよ。
井上主任	
1 1 番委員	1 1 番委員、行政指導の中にのったというご理解をいただきたいと思えます。 はい。
議 長	
1 1 番委員	他に何かございますか。
議 長	
1 7 番委員	整理番号5条の1番を見てください。地目が山林で4 8 6 m²、その他が4 8 6 m²、合計4 8 6 m²というのは、どういうことですか。
井上主任	整理番号5条の1番ですが、地目は山林なのですが、現況がきれいになって農地として利用されていますので、農地法では現況主義なので、現況が農地であれば申請を出していただくことになる案件になります。
1 7 番委員	そのほか4 8 6 m²あるのですが。
井上主任	そのほかは山林の表記になります。
議 長	よろしいですか。
1 7 番委員	はい。
6 番委員	はい、6 番。
議 長	どうぞ。
6 番委員	整理番号5条の2 1 番なのですが、店舗、レストラン併用住宅ということで、2 5 6 m²の申請ですが、お客さんの駐車場、あるいは住宅で住む、生活で使う車の駐車場など考えたときにちょっと狭いなという感じがしますが、今回の申請の土地の他に隣接する他の土地が一体となって使われるような計画なのでしょう。
井上主任	整理番号2 1 番の案件につきましては、先ほどの話のとおり、こちらは同じ申請人の所有している宅地が2 3 9 m²余ありまして、こちらと一体で利用するような申請の内容になっております。
6 番委員	分かりました。それから整理番号2 7 番ですが、売買で、貸露天駐車場・資材置場ということなのですが、これは、具体的に使用する方というのは分かるのでしょうか。譲受人の関係者なのでしょうか。それとも全く関係のない近接の方を想定しているのでしょうか。もし分かっていたら、教えてください。
井上主任	整理番号2 7 番の案件につきましては、譲受人が同地内に電気工事の会社を営営してまして、そちらの代表というかたちになります。代表が取得して、自分が営営している法人に貸します、というような内容です。
6 番委員	分かりました。最後、整理番号3 6 番です。売買で露天資材置場ということで、始末書が付いている、と。これはどんなことをしてしまったので、始末書添付での申請という経緯になったのでしょうか。
井上主任	整理番号3 6 番の案件については、この案件の審議の前に計画変更の内容があったと思えます。昭和4 8 年頃に住宅として許可を受けたものを、事情があって住宅が建てられなくなってしまったということでした。今回の是正の内容は、現在の所有者の父親が、管理のため譲受人の方に草刈りなどの管理を依頼した話の中で、この方が、造園業をやっていて、植木を植えたり、少し前から使っていたところ、今回、整理をしたいということで、申請が出てきてまして、是正のための申請という内容になります。
6 番委員	良く分かりました。以上です。
議 長	他の方、ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号3 0 番と3 1 番を保留とし、1 番から2 9 番、3 2 番から4 5 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇ (挙 手)
議 長	賛成多数でありますので、議案第4 6 号 農地法第5条の規定による許可申請について

は、整理番号 30 番と 31 番を保留とし、整理番号 1 番から 29 番、32 番から 45 番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第 47 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。

森田主事
議 長

◇（別紙資料朗読、説明）

事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いします。

◇（意見・質問等なし）

議 長

よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。議案第 47 号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第 47 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の決定について、原案を決定いたします。

次に、議案第 48 号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

福田副主幹
議 長

◇（別紙資料についての経緯説明）

事務局の説明が終わりました。皆さんからのご質問ございましたら、お願いします。

◇（意見・質問等なし）

よろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。議案第 48 号について、農地利用最適化推進委員辞任申し出に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第 48 号 農地利用最適化推進委員辞任申し出に対する農業委員会の同意について、賛成することに決定いたします。

次に、26 ページ以降の報告事項ですが、報告事項（1）から（4）までの内容は、

（1）法第 4 条の届出書の受理状況	5 件
（2）法第 5 条の届出書の受理状況	30 件
（3）法第 18 条第 6 項の規定による通知書の交付状況	16 件
（4）現況証明交付状況	3 件

報告事項（5）は、6 月総会において許可した法第 5 条の農地転用 1 件について群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（閉会 午後 2 時 53 分）